

世田谷区新型コロナウイルス感染症対策緊急融資等の状況について

1 趣旨

令和 2 年 4 月 1 日より、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける区内中小事業者の支援のために、利子を全額補給した融資制度と、信用保証料の全額補助制度を新たに設け、金融機関へのあっせんを行っている。また、令和 2 年 3 月 11 日より、社会保険労務士による臨時労働電話相談を開設したので、それぞれの状況を報告する。

2 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策緊急融資について

(1) 制度の概要

融資額（返済期間）	500 万円以内（5 年以内、据置期間 6 ヶ月以内）
信用保証	信用保証協会に支払う保証料全額を助成 セーフティネット 4・5 号保証を受けることを条件 担保：原則不要、保証人：原則法人代表者、個人は不要

利用要件

- ・世田谷区内に本店登記所在地（個人は住所または主たる事務所）があり、同一事業を 1 年以上営んでいること
創業 3 か月以上 1 年未満の事業者に対しては 300 万円を上限としてあっせん
- ・法人都民税及び事業税（個人は住民税及び個人事業税）を滞納していないこと
- ・東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること
- ・必要な許認可を得ていること又は受けること
- ・資本金、従業員数が所定以下であること
- ・新型コロナウイルス感染症による売上減等の影響を受け、受ける見込であること

(2) 制度の利用状況

融資あっせん件数（緊急融資以外を含む）	705 件（4 月 1 日～4 月 17 日）
セーフティネット保証認定件数	747 件（4 月 1 日～4 月 17 日）
利用希望申込者数	約 2400 人（予約申込み者数）

大半の事業者が および を併せて申し込む。

業種の内訳は、サービス業が約 31%、飲食業が約 22%、小売が約 16%。

(3) 融資あっせん等の取扱い方法の変更

令和2年4月17日より、新型コロナウイルス感染予防および処理迅速化の観点から、融資あっせん申請、セーフティネット保証認定申請を、対面での受付から金融機関の代行申請および郵送へと切り替えた。さらに、申込書類の審査手続き等を、世田谷区産業振興公社、経済産業部のほか、他部、区内金融機関による応援体制を2チームに分け、1日あたり概ね50人規模で実施している。これにより、処理件数を一日当たり60件程度から200件以上に拡充する。

3 新型コロナウイルス感染症に伴う世田谷区臨時労働電話相談について

令和2年3月11日(水)から世田谷区産業振興公社に委託し社会保険労務士による「新型コロナウイルス感染症に伴う世田谷区臨時労働電話相談」を開設した。

相談は4月20日(月)まで504件あり、非正規雇用の方の休業手当や失業の相談、事業主からの各種支援施策等のお問い合わせが多い傾向にあった。